

豊平川中継ポンプ場揚砂業務 仕様書

1 業務目的

当該施設の雨水ポンプ井は揚砂の実績がないため、長年の砂等の堆積により、機器への悪影響が考えられることから、本業務にて解消するものである。

2 業務場所

(1) 履行場所

豊平川中継ポンプ場

(札幌市白石区北郷5条7丁目2番25号)

(2) 運搬場所

手稲沈砂洗浄センター

(札幌市手稲区手稲山口271番地5)

3 業務内容

(1) ポンプ井排水業務

雨水ポンプ井に仮設排水ポンプを設置し、残水を指定の排水先へ排水する。

(仮設排水ポンプをポンプ井へ設置するための吊上装置の用意及びポンプ井内への昇降装置の用意・設置を含む。)

(2) 揚砂業務

雨水ポンプ井に堆積している沈砂等を収集し、手稲沈砂洗浄センターへ運搬する。

4 業務量

(1) ポンプ井排水業務：一式

(2) 揚砂業務：(想定運搬量) 19.4 m³程度

5 提出書類

(1) 業務履行前までに

ア 業務代理人指定通知書	1部	} 2枚割印
イ 業務代理人経歴書	1部	

所定の様式があるので業務主任と打合せること。

(2) 完了時

ア 完了届 1部

イ 業務委託内訳書 1部

ウ 各種報告書等 1部

所定の様式があるので業務主任と打合せること。

(3) 随時

- ア 業務工程表
- イ 業務日報
- ウ マニフェスト
- エ 業務写真
- オ 打合せ議事録（必要な場合）
- カ その他

業務主任の指示により提出する。様式は業務主任と打合せること。

6 契約金額の支払い

- (1) 契約金額の支払いは、総価契約及び単価契約の出来高払いを合算した一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額請求することができる。
- (2) 出来高（ m^3 ）の算定は、手稲沈砂洗浄センターのトラックスケールにて重量（t）を計算し、 m^3 換算した値とする（比重 $0.83m^3/t$ ）。
- (3) 出来高量（ m^3 ）は、有効数字3桁（4桁目は四捨五入）とする。

7 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとする。受託者は、委託者から業務の履行に関する改善措置等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、業務代理人を定め、その経歴を添えて書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

8 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

9 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては従業員の事故防止に十分注意するとともに事故に対する一切の責任を負うこと。
- (2) 業務に支障がある故障、事故等が発生した場合には、応急措置、緊急対応を行い、速やかに状況を業務主任に報告すること。
- (3) 洗浄用水及び電源は施設内の物を使用可能とする。
- (4) 業務に使用する工具及び消耗品は受託者の負担とする。
- (5) 業務履行に必要ながない場所へ無断で立ち入ってはならない。
- (6) 本市の施設・設備を使用する場合は業務主任の承諾を得て使用すること。
- (7) 「酸素欠乏危険作業主任者」を配置し、作業前に測定した酸素・硫化水素・可燃性ガスの濃度等の記録を保存すること。
- (8) 水槽内作業は酸素及び硫化水素濃度測定器・避難用具等を備え、換気を行う等の措置を講じ「酸素欠乏症等防止規則」を遵守すること。
- (9) 本仕様書に明記されていない事項については委託者との協議による。